

重要 交通取締りを強化します！！



操南

秋の交通安全県民運動

9月21日(土)から9月30日(月)までの間、「秋の交通安全県民運動」が展開されます。

スローガンは「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」で、9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

期間中、「横断歩行者等妨害等違反」や「携帯電話使用等違反」を中心に、交通違反の取締りを強化します。

道路標識やスピードメーターをよく見て、安全運転をお願いします。

【横断歩行者等妨害等違反】



違反点数：2点
反則金：9,000円
(普通車)

【携帯電話使用等違反】



違反点数：3点
反則金：18,000円
(普通車)



自転車で交通事故に遭った際、命を守るのはヘルメットです。ヘルメットの着用で、致死率が3分の1以下になります。

(統計：H26～R5、県内)

事故で大けがをすると、自分だけでなく家族もつらさに覆われます。自転車に乗る際はヘルメットを着用してください。



発行所
岡山中央警察署
三幡交番
270-0110

管内事件簿

三幡交番管内では8月中に、自転車を盗まれる被害が発生しました。

自転車を盗まれないために、

- 短時間でも確実に施錠
 - 2つ以上の鍵を使用したツーロック
- を心掛けましょう。



自転車の交通ルール 連載⑤/⑩

例外を除いて、運転者以外の者を乗車させてはいけません。
例外：16歳以上の者が小学校入学前の者を乗せるなど。



【根拠規定・罰則】

道路交通法第57条第2項(二人乗り等の禁止)
岡山県道路交通法施行細則第8条第1項
2万円以下の罰金又は料料

水難に注意!



厳しい暑さが続いており、水遊びの機会が増える時期です。

「川に入って遊びたい」という気持ちが出てくると思いますが、ニュース等でも報道されているとおり、**川で遊ぶのはとても危険です。**

自分の命を守るためにも川などで遊ばないようにしましょう。

8月19日撮影四番川の増水時の状況

